

議案第 7 3 号

和解及び損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

平成 2 5 年 8 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

1 事故の状況

平成 2 3 年 1 2 月 7 日 午後 4 時 5 6 分 頃、亀山市 栄町 1 4 8 7 番地 4 1 で発生した交通事故

2 相手方

亀山市在住 被害者相続人

東大阪市在住 被害者相続人

3 和解の条件及び損害賠償の額

(1) 市は、相手方に対し、損害賠償の額 2 3 , 7 7 6 , 3 7 0 円の支払義務があることを認め、既払い金 1 8 , 7 7 6 , 3 7 0 円を除く 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円を市議会の議決後 3 0 日以内に相手方指定の口座へ振り込む。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

提案理由

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき議会の議決を求める。